

新規募集

令和8年度神石高原町会計年度任用職員募集要項

令和7年10月31日
神石高原町

面接試験日：令和7年11月30日（日）

申込期間：令和7年11月10日（月）～11月21日（金）必着

1 採用職種及び採用予定人数

勤務形態・採用予定人数・業務内容
別紙「令和8年度会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

※産休・育休・病休代替となる職があります。産前・産後休暇、育児・病気休業等を取得する職員の代替として任用する会計年度任用職員で、休業等を取得する職員の代替となるため、任用期間は休業等の期間に応じたものとなり、その期間が変更となった場合は、任用期間が短縮又は延長となります。令和8年度における任用期間は最長で令和9年3月31日までとなります。

※採用予定人数は今後変更になる場合があります。

2 応募資格

年齢等	資格・免許等
年齢・学歴は問いません。	募集職種により、学歴、資格、免許、経験等を有することを条件としているものがあります。別紙「令和8年度会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

※次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 神石高原町の機関から懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

3 応募申込書類及び申込先

応募申込書類	令和8度神石高原町会計年度任用職員選考申込書 1部 資格要件を有する職は、証明書（免許状、証明書等）の写し 1部 ・申込書の必要事項に記入（すべて自書）、署名してください。 ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を、貼付けしてください。
申込先	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠1701番地 神石高原町役場総務課総務係
申込期限	令和7年11月21日（金）17：00 必着

※令和7年度会計年度任用職員任用者は、写真の貼付、資格証明書写しの提出は不要です。

※作文を併せて提出してください。

4 募集要項・申込用紙等

直接請求	神石高原町役場総務課で配布します。
ホームページ	神石高原町ホームページからダウンロードできます。 ※神石高原町HP URL https://www.jinsekigun.jp

5 面接日・場所

試験日時	試験会場
令和7年11月30日(日)	神石高原町役場2階会議室 〒720-1522 神石郡神石高原町小畠1701番地

※面接試験案内(申込受付通知)は後日送付しますが、令和7年11月27日(木)までに到着しないときは神石高原町役場総務課総務係に申し出てください。

6 試験の方法及び内容

書類審査	提出された神石高原町会計年度任用職員選考申込書をもとに、仕事に対する意欲、任用要件(資格等)を満たしているか等を審査します。
作文試験	課題に対する知識や見識等の表現能力等についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。 テーマ：所定の作文用紙に記載 ・所定の用紙に600字以上800字以内で記載のこと ・手書きで作成のこと
面接試験	主として人物、見識、公務員としての適格性、対人関係能力などを審査します。

※令和7年度任用者については、人事評価結果を参考とし面接試験を省略します。
※上記以外でも面接試験については省略する場合があります。
(過去に神石高原町役場での勤務経験を有する場合など。)

7 合格者の判定方法及び合格発表

書類審査、作文試験、面接試験により選考し、令和7年12月末までに受験者全員に合否の結果を通知します。

8 名簿登載・採用予定通知・採用決定

合格者は、採用候補者名簿に職種ごとの成績順に登録し、随時採用する予定です。採用候補者の資格は、最長で令和9年3月31日までです。

令和8年4月1日からの採用予定者には、令和7年12月末までにその旨通知します。以降、必要となった職の採用予定通知は随時行います。採用候補者の承諾を得て、希望のない職種に採用することがあります。

採用決定通知(及び配属先)は、3月下旬に通知します。令和7年度任用中の方は、人事異動内示を通知に変えます。

9 給料

給料は、本町の条例及び規則に基づき決定します。

(1) 支給する給与等

- フルタイム会計年度任用職員
給料・地域手当・通勤手当・時間外手当・宿日直手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・
期末勤勉手当(4.6月分)・退職手当
- パートタイム会計年度任用職員
報酬(時間外、休日勤務、夜間勤務含む)・期末勤勉手当(4.6月分)・費用弁償(通勤手当相当)

(2) 給与例

別紙「令和8年度会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

10 勤務時間等

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分のうち指定された時間

※職種や配属された職場によって異なる場合があります。

(2) 休日

原則として土・日曜日、祝日及び年末年始

※職種や配属された職場によって異なる場合があります。

(3) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（忌引き、夏季など）等があります。

※勤務条件によって一部対象外の休暇もあります。

(4) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。（適用条件を満たさない場合は加入できない場合があります。）

(5) 服務

地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。

11 その他

この案内は神石高原町ホームページにも掲載しています。

URL <https://www.jinsekigun.jp>



【お問合せ先】

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

神石高原町役場 総務課総務係

電話：0847-89-3330